

整備新幹線の未着工区間の取扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月五日

秋
野
公
造

参議院議長 西岡 武 夫 殿

整備新幹線の未着工区間の取扱いに関する質問主意書

整備新幹線は、我が国の交通体系にあつて、基幹的な高速輸送体系を形成するものであり、地域社会の振興や経済活性化に大きな効果をもたらすとともに、環境性能と効率性に優れた交通機関として、関係地域においてその整備が強く要請されている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 未着工の整備新幹線問題の検討について

未着工の整備新幹線問題の検討については、整備新幹線問題調整会議で平成二十二年一月二十八日より半年かけて十回のヒアリング等が行われて終了したところであるが、その後、政府の整備新幹線問題検討会議の検討はいつ、どのように行われたのか。また、判断の材料は全て揃っているものと思われるが、いつ頃を目処に検討結果を出す予定であるのか、政府の見解を示されたい。

二 新たな区間の着工について

平成二十一年十二月二十四日の整備新幹線問題検討会議において発表された「整備新幹線の整備に関する基本方針」には、着工に当たつての基本的な条件として五項目が示されているが、「安定的な財源見通

しの確保」以外の条件を満たしている区間は北海道、北陸、九州の三線のうちどこになるか。また、安定的な財源見通しの確保がなされたならば、三線のうち、基本的な条件を満たしている区間から順番に着工されるべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金について

平成二十二年四月二十七日、政府の行政刷新会議ワーキンググループによるいわゆる「事業仕分け」により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金については「国庫返納」との判断がなされた。このように事業仕分けにおいて国庫返納を求められた利益剰余金は、JR本州三社の株式売却収入、新幹線債権に係る収入及び旧国鉄から承継した用地の売却収入等の収入から得られたものである。このような経緯や資金の性格からすると、利益剰余金は新幹線の整備や並行在来線対策、地方負担軽減等の新幹線整備に関連する諸問題への対応及びJR九州・JR四国・JR北海道・JR貨物の経営基盤強化など鉄道に関連する諸課題の解決のためにこそ供されるべきものであり、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律を改正して新幹線整備を促進し、地域社会の振興や経済活性化に貢献すべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。